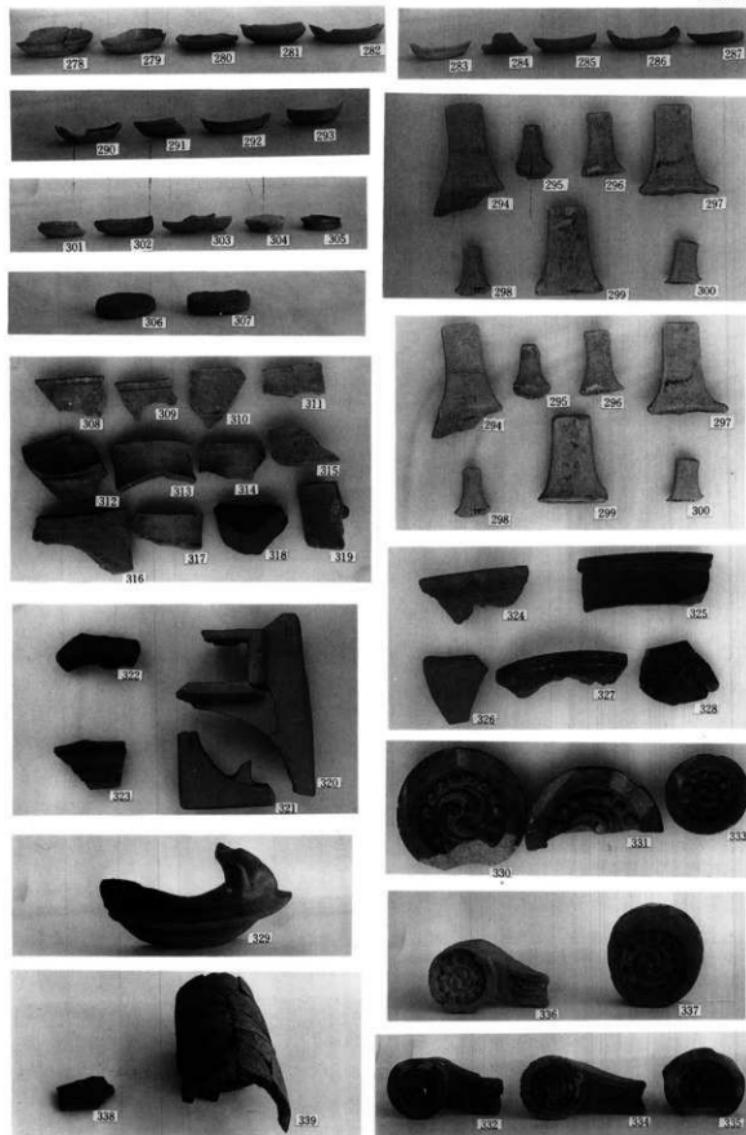
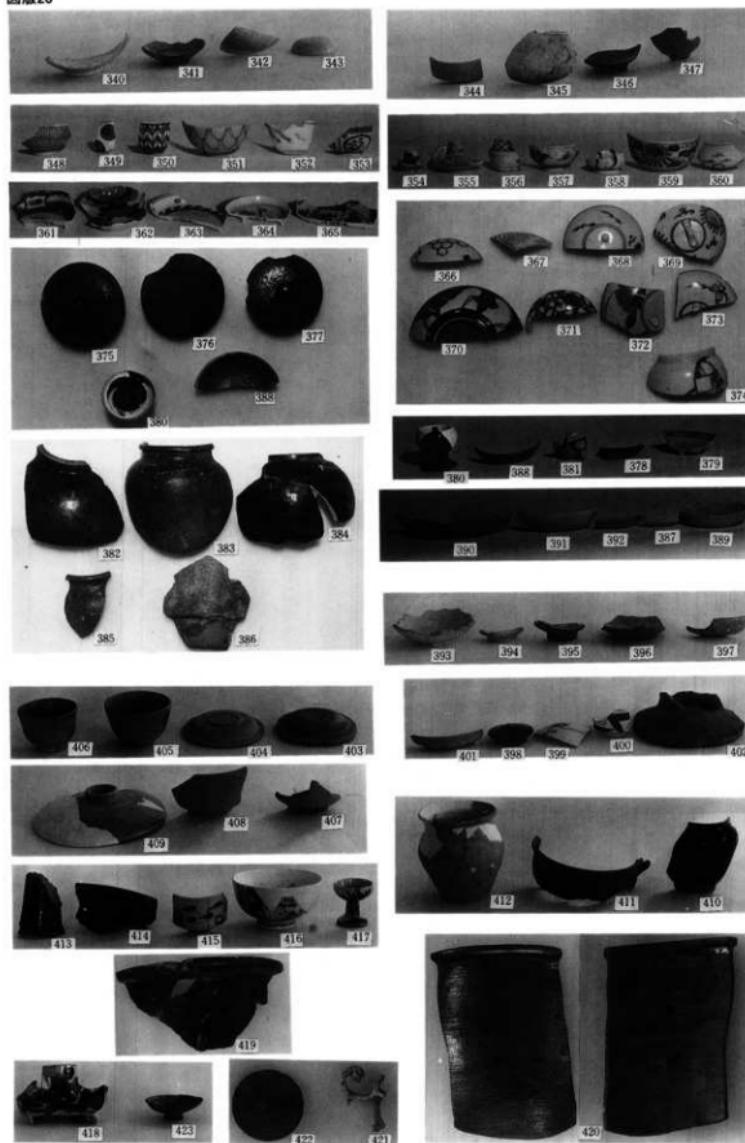


図版25

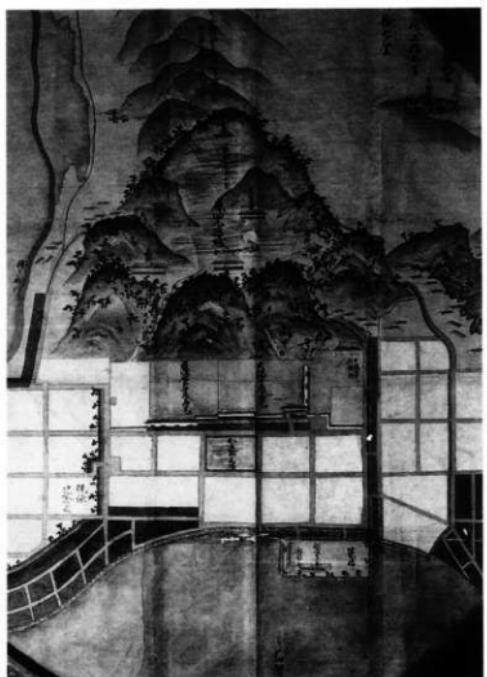


大建内の出土遺物(3)

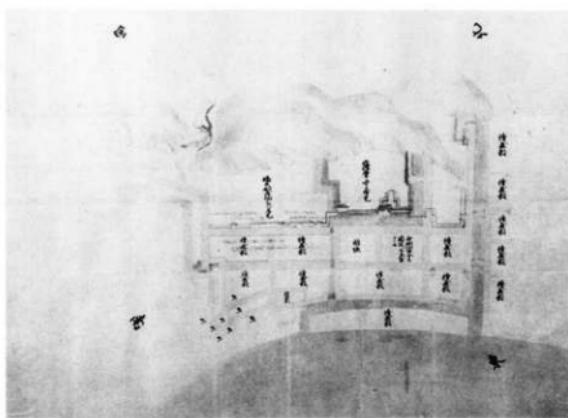
図版26



井戸1の出土遺物・社殿跡の出土遺物・御台所跡の出土遺物



鹿児島城及び町割図
(部分) (鹿児島県立図書館蔵) 本丸跡より転載

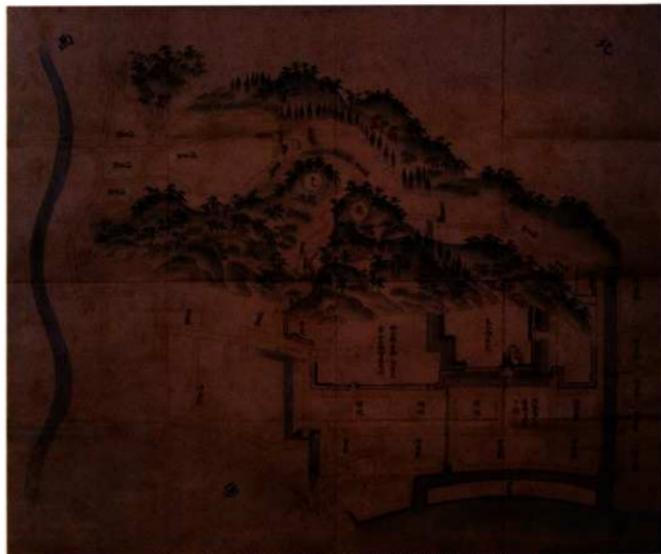


正徳3年の鹿児島城絵図 (東京大学史料編纂所・蔵)

図版28 絵図2



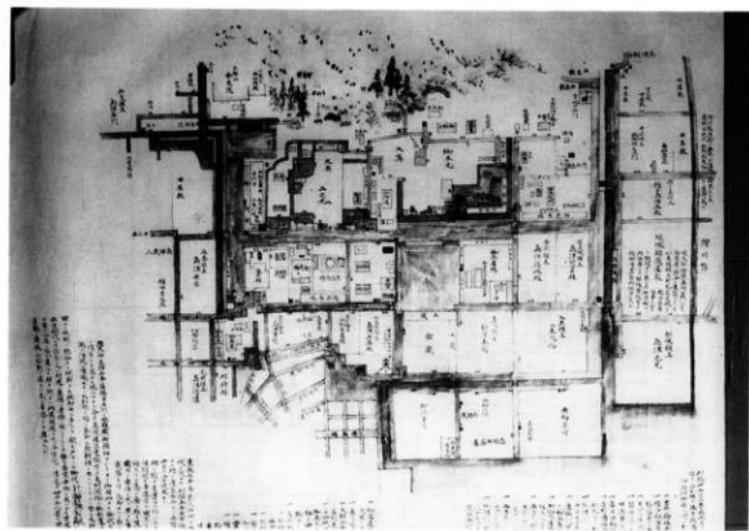
元禄9年鹿児島城絵図(東京大学史料編纂所々蔵)



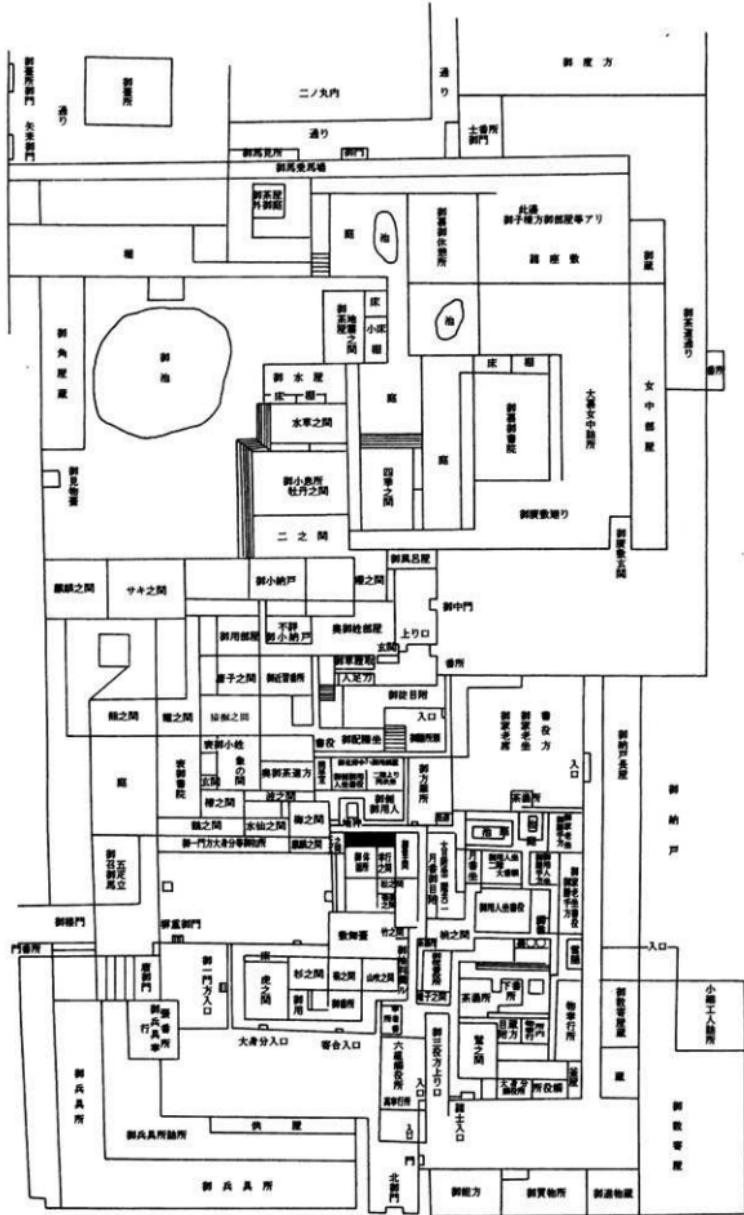
宝曆6年の鹿児島城絵図(東京大学史料編纂所々蔵)



天保年間鹿児島城下絵図(部分)(鹿児島美術館蔵)本丸跡より転載



成尾常矩城下絵図(部分)(鹿児島美術館蔵)本丸跡より転載



第123図 成尾常矩指図

あとがき

発掘調査から13年経って、鹿児島城二之丸跡の遺構編を刊行できた。その間、本丸跡や鹿児島市が調査した二之丸跡が発掘調査され、多くの資料が報告されている。

また、中世城館調査も実施され、城郭の考え方も進歩し、城の把握が広域になっている。

そして、報告書作業にはいる直前に東京大学の資料編纂所から元禄や正徳ならびに宝暦の絵図が発見され、鹿児島城全体の様子が伺えられ、良い資料に会えた結果になった。この資料を教えていただいた五味克夫先生にお礼を申し上げる次第である。

それだけに、報告書作成の作業には全力を注いだつもりである。

しかし、鹿児島城は島津氏の近世の城であるので、学問的領域はまだまだ奥深く、私どもの力が及ばないことが多々あり本報告書を書き上げても、心に不安が残るばかりである。

よって、本書を御利用していただく方々で、御意見があれば御教授下さることを願う次第である。

最後に、発掘調査から報告書作成に至る間、御指導、御教授していただいた各先生方をはじめ、炎天下、桜島の灰に悩まされての発掘に従事して下さった方々、土器洗いや、整理作業や、報告書作成に従事して下さった文化課収蔵庫の方々に深く感謝いたします。

二之丸跡の殿舎とその配置

土田充義

昭和52年秋作製の発掘調査に基づく礎石分布図を拝見し、その礎石を線で結び、どのような建造物（殿舎）があったかの推察である。15年以上前のことで大変難しい仕事であり、発掘状況を実見していない私にとって冒険ともいえる危険を含みながら、一つの試みをした報告である。

礎石や礎石下の根石群は六尺五寸の方眼紙上にうまくのる。それは柱間に六尺五寸を単位にして設計していたことを示す。六尺五寸に一致しない南側は幅五尺三寸程の縁が敷かれていたと考えられる。殿舎は少なくとも三棟建っていた。その他に根石が散在するがどう結びつくのか今のところ分からぬ。

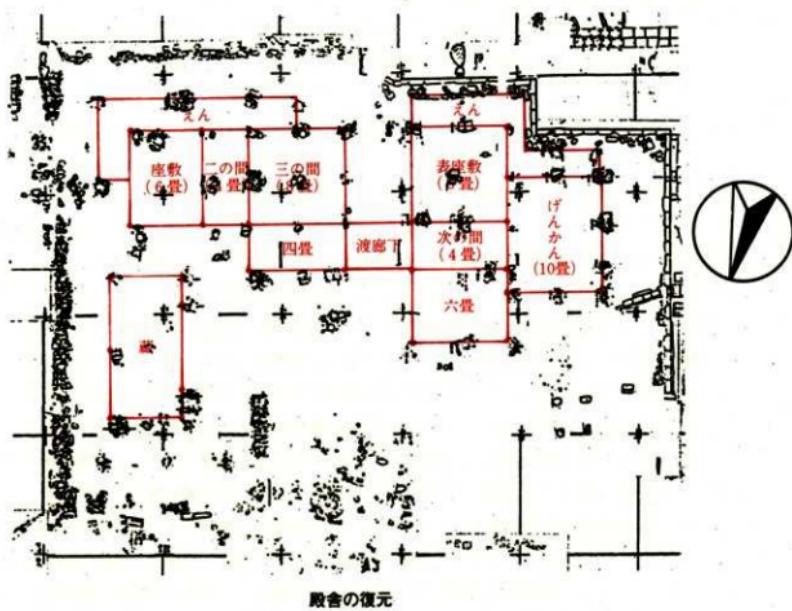
その3棟は玄関及び表座敷のある接客部分と奥座敷のある居住部分、それに藏である。石段を登って左折すると入口に達し、そこから玄間に入る。玄間は控の間でもあり、なかなか広い10畳の広間である。その奥南側に8畳の表座敷がある。この表座敷には縁が付き東側にトコ(床)・タナ(達棚)を設け客を迎えるにふさわしい造りである。表座敷には次の間(4畳)が付き、その北側に6畳間があり、ここは主人に仕える人々の部屋であろう。玄間の10畳の広間には表座敷と同じく南側に雁行型に縁が付いていた。居住部分の奥座敷とは十尺離れて渡廊下で繋がっていた。その渡廊下は次の間に接続し、奥座敷の方では4畳の部屋に繋がっていた。奥座敷は3室連続し、西から8畳の「三の間」・4畳の「二の間」(次の間)次が最も奥の6畳の座敷になっている。その奥座敷は東側北寄りにトコが付き、その南寄りに縁が付き、縁は折れて南に延びて、「二の間」・「三の間」の半分に一直線に付いていた。「三の間」の残り半分の一間にタナがあったかもしれない。奥座敷の北側には一長押高くして帳台といわれる寝室が一般に設けられる。その位置は奥座敷と藏との間で根石の散乱などはそのためかもしれないがはっきりしない。最後の一棟は藏で、藏は正面二〇尺、側面一〇尺で入口十三尺(2間に相当)になっている。それは礎石の位置で、出入口に使うには広すぎる所以土台上に柱を建てて一間程の狭さにしていたであろう。

これら3棟は二の丸築造の天和4年(1683)に光久公の意図によって建てられ、その後この場所が庭園となる享保8年(1723)までの50年間使われた。光久公は貞享4年(1687)に隠居し、その隠居所として住んだ。光久公は火難を避けるために祭った靈符堂を奥座敷の縁を下りて、庭を過ぎ直ぐ進ん札押していたであろう。

接客部分と居住部分を渡廊下で繋ぐ方法は規模こそ違え本丸の殿舎配置と類似している。また当時の大名屋敷とも類似する(新訂図説日本住宅史 太田博太郎著彰国社 昭和46年)。この光久公の隠居所は梁間2間又は2間半で狭く、それに下屋が付加する程度の小規模で、ながら藏を置くなど一つのまとめを示していた。

この報告を書くにあたり、「鹿児島城の沿革―関係史料の紹介―」(五味克夫執筆)が大いに役

立ったことを記し感謝するしだいである。



殿舎の復元

鹿児島城二之丸跡について

—関係史料の紹介—

五味克夫

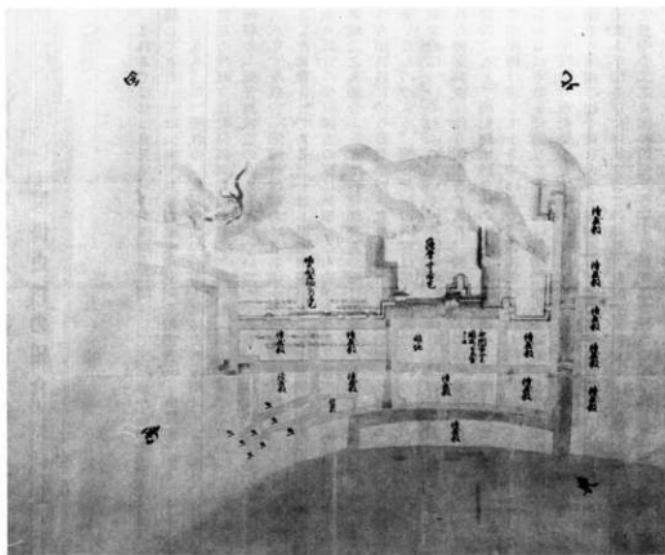
(A) 元禄九年城絵図(東京大学史料叢書所蔵)



これまでに私は鹿児島城の発掘調査に關係して文献面からの考察を報告書に寄稿してきた。一は「鹿児島県埋蔵文化財調査報告書」(一九八三年)所収の「鹿児島城の沿革と関係史料の紹介」であり、二は「鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書」(一九八四年)所収の「鹿児島城二之丸の変遷について」であり、三は「同」(一九八四年)所収の「旧藩時代における名山小学校敷地の状況について—文献を中心とした考察—」である。一は(県歴史資料センター)黎明館建設に伴う鹿児島城本丸部分の発掘調査の際に執筆したものであり、二は市立美術館再築に伴う鹿児島城二之丸部分(一部)の発掘調査の際に執筆したものであり、三は名山小学校体育館建設に伴う鹿児島城二之丸前面部分(一部)の発掘調査の際に執筆したものである。但し記述の内容は單に発掘地域内のことのみでなく、鹿児島城全般についても述べている。今回の報告書は県立図書館新設に先立つて実施された発掘調査に伴う報告書であり、調査そのものは一番早く行われたが、何分最初のこととして鹿児島城跡全体の中でしめる位置や、遺構・遺物のもつ意義についての把握は決して十分ではなく、報告書の公刊も陽の目をみるに至らなかつた。

しかるに年数を経過して周辺部(黎明館建設予定地、市立美術館再建予定地、名山小学校体育館新築予定地等)の発掘調査が行なわれ、多くの新知見を得、文献面でも後掲の如く東京大学史料編纂所所蔵の鹿児島城絵図(元禄九年、正徳三年、宝暦六年)並びに付属文書(元禄九年城絵図の発見、県歴史資料センター)黎明館寄託玉里島津家文書中の二之丸等の発見等により新知識を得たので今にして既得の史料と併せて再考察の機会を与えられたことはむしろ幸運といわねばなるまい。したがって既に言及した事項も少なくなく重複のきらいはあるが、鹿児島城二之丸跡について再び史料の紹介を中心に記述を進めて行くことにする。

(B) 正徳三年城絵図(東京大学史料編纂所蔵)



(C) 宝曆六年城絵図(東京大学史料編纂所蔵)



紹介しておこう。

県立図書館新設用地は鹿児島大学グラウンドであり、その前は第七高等学校グラウンドであった。当然一面の平坦地であり、何の遺構遺物も存在しないかの如くであつた。

しかし試掘の結果、上水道、排水溝の他、階段、石壠、建物跡をはじめ遺物も多く出土、さらに全面発掘の結果、多數の遺構、遺物が発見されたのである。中でも県歴史資料センター黎明館建設予定地（鹿児島大学医学部、前は文理

学部その前は第七高等学校舍所在地）との境となる旧本丸の石垣の下に掘が続いた事実の確認は最大の成果であつたといえよう。当時調査に当つて収集した城下絵図の中に、二、三本丸北側から東側に繞る堀がさらに石垣に仕切られ乍ら南側にも入りこんでいるものがあり、県立図書館の正徳三年（一七一三）の城絵図では南側の堀が曲折して山麓にまで至つているよううかがえた。しかし多くのものは南側の堀を書いておらず最初は半信半疑で、試掘したところ、果して実在する東北の堀と同様のものが発見されたのであった。その後成尾常矩の指図も市立美術館から発見され文献上からも堀の実在が裏付けられたのであった。このことは発掘調査の結果と文献史料合致の例として特筆されよう。

この場合成尾は南側の堀を幕末時の状況を示して本丸の石垣の途中で石疊で止

めており、それも発掘調査の結果と一致しているのであるが、前述正徳三年の絵図との矛盾は消えない。當時は同図が後年の写本でそれが記述性のあるものと考えなかつたため、これを以て更に石垣止めの延長線上に堀を確立する作業の必要を提言するには至らなかつた。今年になつて県歴史資料センター黎明館では東京大学史料編纂所蔵の島津家文書中の城絵図等の調査を実施し、今まで当地では知られていなかつた鹿児島城絵図写三点並びに裏文書、添状等の存在を確認、許可を得て写真も撮影することができた。そのうちの一点が比較検討の結果前出県立図書館所蔵の正徳三年の城絵図写の正本（B）と思われるである。中期までは城山々麓に達する形であった事を文献上からは認めない訳にはいかなくなつたのである。ここで右の二点の城絵図並びに付属文書を記述部分を中心

とする形で明記されているのである。そして他の二点、一点は元禄九年（一七一六）の城絵図写（A）、一点は同内容の宝曆六年（一七〇六）の城絵図写（C）であり、堀の記載と共に正徳三年絵図と一致しているのである。（C）に南の堀の存在が少なくとも近世中期までは城山々麓に達する形であった事を文献上からは認めない訳にはいかなくなつたのである。ここで右の二点の城絵図並びに付属文書を記述部分を中心

(A)は中突川左岸の城山及び山麓の城主等の居所、侍屋敷等を記した鹿児島城下図

に元禄九年四月の火災で焼失した箇所を表示し説明した絵図であり、左下に「薩摩國鹿児島城下自町屋出火、城内之居所類焼付」。從前々有来侯櫓・堀・門橋以上、元禄九子五月十三日 松平薩摩守

の書入れがある。裏には

「元禄九年四月廿三日夜鹿児島火事御城内回祿付御普請之儀被相伺、御願之通被仰渡候、依之絵圖之扣始終之趣記之」

とあって罹災の経過と幕府への報告書寫、被害状況とその報告書、応急処置との報告書並びに現状変更許可願と幕府当局の指示、そして絵図を添えての城の修復願、絵図作成の事情と細部の記載内容の説明、幕府の許可に対する謝札言上の手続等を記し、まとめてして

「右者今度鹿児島出火、御城回祿付御公義並被仰上候趣書付取散、區々有之候ム如何敷候、想此一紙ニ塔明候様ニモ存、始終之趣相記候、殊更御國元之儀書物等令焼失、以後御城復築等節、見合・罷成候書付、有之間鋪候得者、詳書記、江戸一通、御國許一通、差置候様一通、御意候付、絵圖二枚相調、裏文書案を以記之、一枚者御国元遣之、一枚者芝御屋敷之内評定所納置候、元禄二七年御門・櫛之儀・付被同候節、此度被差出候絵圖向後無相違様相調差出可然候、比段能々相心得可麗候、以後繪圖者相違之儀共に之候ハハ、此繪圖不違様可有心得者也」とあり、そして次に幕府の許可書を掲載する。

（以上）

薩州鹿児島城下今度出火之節、居所・橋・堀・門・櫓等焼失、石垣等々焼崩候付、右之石垣築直之、櫓・門建之、堀・橋掛之、居所作事被申付度旨、繪圖書付

之通得其意候、如元可有善請候、恐々謹言、

元禄九子五月廿三日

戸田山城守

忠昌判

土屋相模守

政直判

阿部豊後守

正武判

大久保加賀守

忠朝判

松平薩摩守殿

そして末尾に

「元禄九年五月廿八日 緑丹波」と記されている。緑丹波は幕府の城修復許可に付して謝札使を勤めた人物である。

なおその末尾の記載と幕府の許可書との間の余白に朱字で次の挿入書がある。

「先年以來、御城御修復等之節、公義^は被差出候絵図少々宛相替候所有之候故、向後間違之儀敷可有之候矣、後年公義^は絵圖被差出候節者、此絵圖面無相違様可仕旨、正徳元卯八月廿七日、吉貴公被仰出處有之候付」。此前段々相替候絵圖者、別一片付、此絵圖三枚相調、老牧者江戸御家老座^は差越、老牧者御記録所^は相渡、一枚者御家老座^は納置候。向後共^は公義^は被差出候絵図之扣者委細之証書記、江戸御国御家老座^は御記録所^は僅^は差置苦^は候、右付仰出之書付別紙一添置之者也。

正徳二年九月

島津備前 ○

これによつて(A)は以後の城の修復等の際に、よるべき基礎資料として絵図並びに関係文書を一まとめにして保存活用のため江戸・鹿児島家老座・記録所に留められた三部のうちの一部であることがわかつ、恐らくこれはそのうちの記録所の分であろう。

そして右の仰出之書付別紙一通とは左に掲げるものである。

「一先年以来御城御修復等之節、御城之絵圖公義^は被差出候扣、御監被遊候處、少々ツツ相替候、如何様説有之、其節^は其通^は為相濟儀^は杜可有之候得共、其証書記無之由候、相替候絵圖數々有之候^は者、向後間違候儀可有之と被思召候矣、先年御城回顧以後元禄九、年御書請之御願被仰上候節被差出候御城絵圖者石垣之上^は建候^は御座候、前方ハ成程右之通^は有之、絵圖之通よりも櫓縮構^は為

御老中様^は御覽届御遠名御奉書出候、且又其節故大久保加賀守様より此絵圖面向後無相違様^はと御留守居赤松甚右衛門^は堅為仰聞旨^は有之由候間、後年絵圖被差出候節^は、右絵圖面無相違様可仕候、

一公義^は被差出候絵圖扣者、委細之証書記、御記録所へ一通り、江戸・御国御家老座^は一通り^は、惜いたし可差置候、

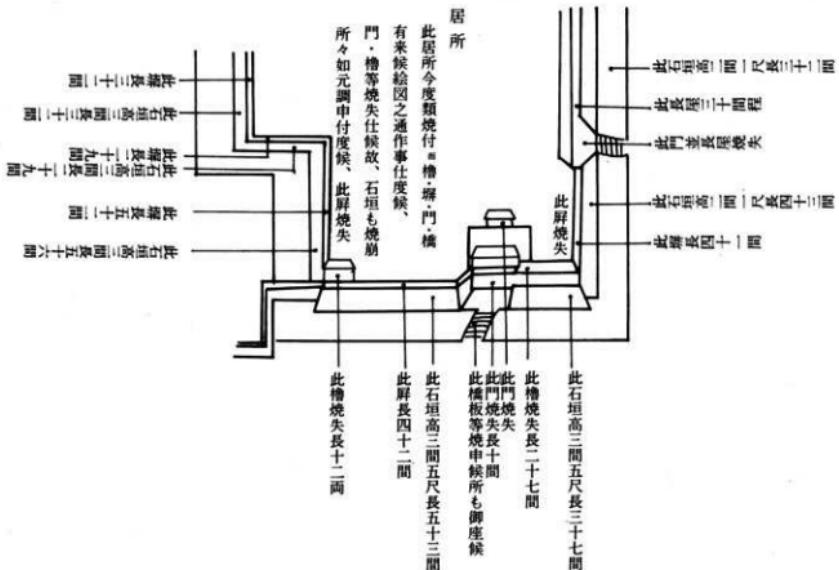
右者御城内之儀候得ハ専佐多豐前殿引受、堅固被申付苦之儀候矣、其通相心得、向後紛敷儀無之様可被申付置候、比段豈前^は中達^は御家老中^は承知可仕置旨御意候、以上、

一正徳二年一卯八月廿七日

島津帶刀

さてこの絵図には城山に登る大手口、岩崎口、新照院口の記載、侍屋敷、本丸、二丸の記載、城下道筋や堀・築地の記載、侍屋敷の焼失、焼残の区別、明地、町等興味深い記載^はあるが、今回の調査報告書にもつとも関係の深い居所(本丸)と修理大夫居所(二之丸)とを仕切る堀付近の説明書を略図の上に記して表すことにする。そしてこれを補足修正する絵図裏の記述を左に掲出する。二之丸を西丸とよび、絵圖作成のもと國として「御城堀さらへ之儀被伺候節之御伺候絵圖」とか「石垣ぬけ候節之御伺候絵圖」が存在したことを知る。

「一絵圖御同書山城守様御覽被成、石垣之高何間、長何間、肩、櫓河間^は銘々絵図^は書記被遣候様^はと被仰候、間数之儀者、前々御城堀さらへ之儀被伺候節之御同絵圖御座候、是^は相申候、其外前々石垣ぬけ候節之御伺候絵圖扣等^は間数御座候得共、御本丸堀横之間數又ハ西丸之下石垣折曲之間數等者御座候得共、御門より西丸^は十間と申候ハ無御座候、然共御兵具御藏之方ハ今度合割之絵圖參拝^は付、夫、東を以見合、堀きらへ之絵圖^は東西九拾間と御座候を御門之左右間数計分相記候、且又西丸^は角矢食之角より山手を堀きらへ之絵圖^は七十七間^は有之、押角^は角矢食之角より連子水之角迄五拾六間、夫より西^は折候分廿九間、夫より山手^は廿二間と見得候^は御座候得^は、石垣ぬけ之絵圖^は五拾六間、絵圖參拝^は付、夫、東を以見合、堀きらへ之絵圖^は東西九拾間と御座候^は付、内わけ之間數考みて、石垣ぬけ之絵圖^は、山手之分を七拾八間と記述候かと想見得候、御廻之方南北之間數七拾六間にて候得者、西丸之下之惣長七拾八間之分量^は然共連子水之折入石垣廿九間と御座候得^は、山手之方ハ是より長、苦^は候故、



有之由候、依之椿之所ハ屏之間數相除候、椿之間數も吟味之上十二間と書記候。
被差出候。」

以上の記述から現在本丸南西側（黎明館・図書館の境）の石垣は当時五十六間、そこから北に横にのびて二十九間、さらに北西に曲って山麓まで二十二間で、石垣の長さもほぼ同じで存在したことが明らかとなった。これを現状と合せれば、石垣の北（西）端から階段上の台地縁辺部を行幸記念碑付近までのびて石垣があり、そこから北（西）に折れて山麓まで石垣とその前面に櫛が存在していたことになる。それらがいつからいつまで存在したのか、いつどのようにして変貌し、現在の状況になつたか。必ずしも明確ではない。

(B)は正徳三年、城近辺に火災があり類焼の恐れがあるので、御下屋敷長屋を堀に改め、その前にある侍屋敷を移転、火除地として明地とすることの許可を幕府に願出た際提出した絵図扣での経緯は別添の左記覚書で明らかである。

「覚

御城絵図考牧

右者正徳三年御下屋敷長屋を屏^一被相直、御下屋敷下土屋敷一流を島火除空地^一被召成度旨御願有之、公義^一被差出候絵図之扣^一而候、先年御城御普請御願之節被差出候絵図者土小路端々迄委細被書出置候、然者少々小路相替候事迄不被相替候得者、以後絵図面致相違苦候故、右之絵図者於江戸段々被聞召候上、御城内山道者土小路端々致略被差出相接候、御願之場所をこまかに絵図面相記、端々之儀者不目立程、致略候得者、端々之小路等少々相替候而も伺不事候故、右之通被相調候間、向後御城内外小路等之儀^一付^一公義^一被絵図を以被相伺候者、此絵図を以相調被差出候^一候間、後年無混亂可致置候、且亦御城内之儀^一付^一御願之儀有之節^一元禄九年御普請御願之節被差出置候絵図之通^一御城内計を相調、小路之儀ハ今度波量候絵図之通相調候^一候間、各奉得其意、御城御普請御願之節被差出置候絵図扣^一所^一納置、此件儘可記置候、以上、

構図は元禄九年図と同じだが、山城部分の記載と甲突川及びその付近の記載を省略しているのである。理由は要改することもない、又は変改について一々届出する必要もないのである。

そこで今後はこの方針で簡略化した絵図にて直接変更する部分を明示貼紙を付してその旨を記載することとしたのである。

嫡子部屋柄之内居宅（二之丸）とする門牌付すなわち同図では薩摩守居宅（本丸）の前の焼失した侍敷跡を「比所当分者開延。而差置候」とした他、前の侍屋敷の部分に「此所 張紙を附、其張紙、此長屋を堀、相面度候間書出申候」、「此朱筋を引廻候表之分、張紙を附、比張紙之分空地、差置申度候間書付差出候」と記載しているのである。そして絵図の裏には正徳三年の模様変更の経緯と同図作成の方針、今後の保存活用について一括記載されているのである。

その終りの部分を掲出しよう。

「一右之次第三、此節絵図面相改差出、御願の通相済候、何方、御城絵図被差出候時、御曲輪之内迄を被書出候、御城外者不被書出候付、御城外者書等ならざる所、又者絵図面無の所御城主御心次第被事由得候、鹿児島御城先年御類焼御普請御願の節被書出候間書者、御城山内又者御城外土屋舗、柿本寺、新照院迎より江月川迄大概被書出候付、此節空地被仰付候所、右之通御内意為役所、土屋舗為火除空地被付度御之節者、太略相認被差出相済候付、向後御城御修補等付、被相対候節者、正徳三年被差出候絵図可被相用旨書、相見得候得共、此節之儀者細密之絵図可被差出儀被申談、右年間兩度、被差出候絵図取合、御長屋其節、相替り、又者空地、相成、小路割等相替候場所、都、當分之通、絵図差出候節者、細密。相記、正徳三年三月御下屋垂御長屋を堀、被相直、南頬御役所、土屋舗為火除空地被付度御之節者、太略相認被差出相済候付、向後御城御修補等付、被相対候節者、正徳三年被差出候絵図可被相用旨書、相見得候得共、此節之儀者細密之絵図可被差出儀被申談、右年間兩度、被差出候絵図取合、御長屋其節、相替り、又者空地、相成、小路割等相替候場所、都、當分之通、絵図相調被差出者、有未通正徳三年之絵図可被相用事候、何そ、細密之絵図御用候節者、此節御目付様、被差出候絵図面之通相用事候者、諸所間違、相成候付、見合此表絵図料紙彩色等迄都、被差出候通相調、御家老座、江戸御家老座、一枚フツ被差出、一枚御記録所、被納置候案、剰後年右之趣を以無遺失之沙汰可申出候、以上、

御城回縁之後御伺之時被差出候絵図最早不被用候、比段無間違様委曲可申伝候、

宝曆六年十月

島津主殿

兼田典晴

○

二

一

一前々被差出候絵図、者御城居所、書記有之候、飯高一郎兵衛様此節御覽被成、御在所持衆などの御書出、紛糾候間居宅、記可然候被仰候故、此節御居宅、為書出事候、

右之件委相記、御自分可被置候御意候間、被奉得其意候、此節差遣候一枚之絵図、一枚者御家老座、一枚者御記録所、儘可被納置候、此同絵図、件書共享之、江戸御藏、一通納置候、以上、

正徳五年未五月 島津督刀 島津督前殿

島津督刀

(C)は「薩摩鹿児島城絵図」の表題がある宝曆六年、幕府御目附役の人間に際して提出するため用意した絵図の扣で、構図・内容とともに元禄九年図とほとんど変わらない。ただ細部の寸法記載はなく、正徳図で指摘をうけ居所を居宅と書改めた箇所は「又三郎居宅」、「嫡子部屋柄之内居宅、当分大隅守罷居候」とあり、新たに「南泉院」御宮が記載され、正徳図で変更を願った侍敷の地は「明地」と記載されている。城の石垣・屏等の図は元禄九年図、正徳三年図とも全く同じである。絵図裏に記されている絵図作成の経緯、保存取扱いの達書を左に掲げる。

「今般國御目附京極兵部様、青山七右エ門様御当國、御越、鹿児島御城絵図御用付認様之儀致吟味候處、元禄九年二月五日御城御類焼御普請御願付、公義、絵図差出候節者、細密。相記、正徳三年三月御下屋垂御長屋を堀、被相直、南頬御役所、土屋舗為火除空地被付度御之節者、太略相認被差出相済候付、向後御城御修補等付、被相対候節者、正徳三年被差出候絵図可被相用旨書、相見得候得共、此節之儀者細密之絵図可被差出儀被申談、右年間兩度、被差出候絵図取合、御長屋其節、相替り、又者空地、相成、小路割等相替候場所、都、當分之通、絵図相調被差出者、有未通正徳三年之絵図可被相用事候、何そ、細密之絵図御用候節者、此節御目付様、被差出候絵図面之通相用事候者、諸所間違、相成候付、見合此表絵図料紙彩色等迄都、被差出候通相調、御家老座、江戸御家老座、一枚フツ被差出、一枚御記録所、被納置候案、剰後年右之趣を以無遺失之沙汰可申出候、以上、

すなわちこれまでに公式に作成された元禄九年図と正徳三年図のうち、後者を模様変更申請の場合用いることと定めたが、今回のような場合、元禄九年図の如き細密図を提出する必要がある。よって両図を合せ、さらに変更分を書加えて作成

した。そして今後の為に提出したものと同じものを三部作り江戸・国元の家老座と記録所に納め活用と保存をはかることにしたのである。なお本図作成の契機となつた幕府御目付役の入御並びにその質問への応答、鹿児島城の概況報告書等については「通昭錄」卷之七「監察使答問抄上」に詳細な記述があり、大変参考になる。(以上A・B・C)の三種の城絵図について紹介してきたが、用途の相違、年代の推移によって若干の変更はみられるものの、江戸時代前半の鹿児島城の規模、形状は一貫して變つてないようと思われる。そして城主居館(本丸)の方に石垣を築き堀をめぐらしていることが明確になったのである。今後の課題は幕末の成尾図に明示されている如き、南方の堀が約半分の長さにいつの段階いかなる理由で縮小されたかということの解説であろう。

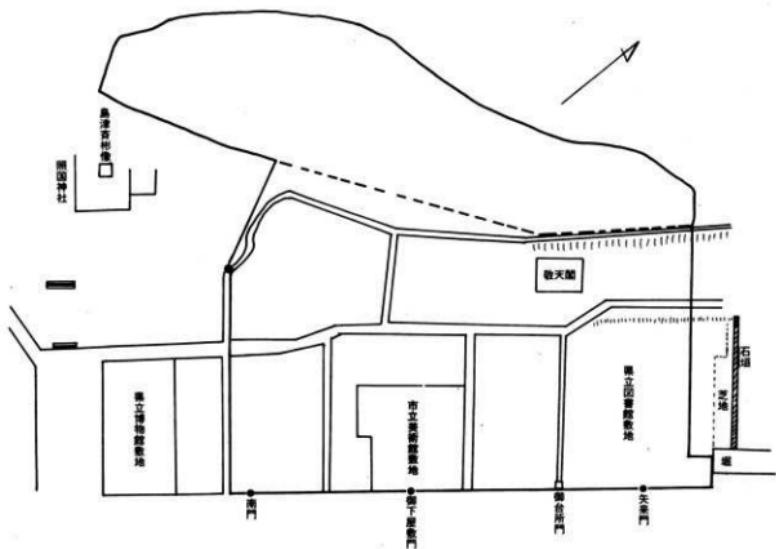
1

明治初年の二之丸岡が二葉ある。一は以前「鹿児島城の丸の変遷について」で紹介した鹿兒島大学附属図書館蔵玉里文庫所蔵の「二之丸岡圖」であるが、二は今回はじめて鹿兒島市立歴史資料センター「明鏡館寄託文書」中の「二之丸岡圖」である。同図の発見によつてこの図の価値も高まり、単なる敷地図にとどまらず、わずかながら地形、施設等の記載もあり、間数・坪数等が記載されてゐることから現状との比較も可能であり、旧二之丸敷地内における発掘調査位置の確認、旧状復元の推定等の史料として今後、両々相まって重用されることにならう。

以上の二圖に記された「二之丸」の範囲を現在の地図上に示せばおおよその如くで、
あり、さらには県立図書館敷地内の発掘調査遺構等と重なる部分的に石塁、
排水溝で合致する箇所も認められる。(矢門より右側排水溝、左側石塁並びに排
水溝、そして現在の県立図書館北西側の県歴史資料センター・黎明館駐車場となつ
ている台地境の土手が旧石垣の形状の名残を示している等)

他に今回報告対象の県立図書館敷地の旧藩時代における状況を示唆する図は現在のところ成尾図の右に出るものはない。成尾図は成尾常矩が自ら金山奉行等として勤仕した鹿児島城内外の様相が廢藩置県後、本丸が鎮谷分営になったこと等で変貌して行くのを書き、資料と記憶に基き明治六年作図したものと、さらに明治十年（一七八九）西南戦争によって焼損したものを翌年復原したもので、(A)本丸内の殿舎指図と、(B)城周辺見取図とがある。両図とも関係部分の記載があり、第一章に掲出した図と併せて発掘調査による遺構図の分析に益する所大といえよう。

ここで一番問題になるのは矢来御門と御台所御門の位置であろう。とくに矢来御門は、その位置については由緒ありとしてその後も変動はなかったとみられる。前出「旧藩時代における名山小学校敷地の状況について」掲載「見聞秘記」の図参照。とすれば同門から入ってゆるい階段状構造を上り、直ぐ西北にのびる通路は山麓近くまで通して御茶道通り、中門、桜御門を通じて奥御殿から蒲主らが城に入する際の通路ではない。通路の西側には蔵が建てられ、矢来御門に入った右側には祠堂が設けられており、その先は御庭で茶屋等も建てていた。かつてはこの付近にも二之丸の殿舎があったかもしれない。左側には成尾園によれば御台所門があり、門外の道路に面して薬園方がある。奥には御台所の建物があつたことになつていてそこは七高グランドの拡張部分、民有地との境界の通路部分にもかかつていてはつきりとした通構は残っていない。個溝や暗渠排水路、上下水道管等の遺構は縱横に走つていてそれは前出「二之丸図」との対比を可能にしたのである。現在のところ御台所御門の位置は図書館南東側通路の国道十号線と接する付近に推定できよう。



さて上記二種の「二之丸」によつて明らかになつたように本丸と「二之丸」の境となる石垣・堀はもちろんのこと、堀より「二之丸側平均約五間幅」の地は「二之丸」の範囲外となつてゐる。すなはち本來堀付属の地は本丸に所属するのであり、その慣習で明治になつても營所用地とされたのである。成尾図でも「二之丸から除かれていることがわかる。成尾図では「二之丸」の範囲を限定して外御庭から御台所までを別区画としているが、これらはもちろん広義の「二之丸」内に含まれてゐないとみるべきであろう。ここに成尾図、二種の旧「二之丸」を中心にして他の城下絵図を参考として現在の地図と比較してみた場合、通路等の旧状と現状とがほぼ合致し、基本的に近世の鹿児島城「二之丸」の姿がそのまま現在にまで持続されている感じを強く抱くものである。

三

鹿児島城の築営は慶長六年（一六〇一）着手以来、かなり長期にわたつたことはよく知られているが、家久ははじめ上之山に登つて全体のプランを定め山麓に居館を設計、逐次工事を進めたのである。「経済日記」、「見聞秘記」、「旧記録後編」六九所収伊地知重康の「慶長十八年日記」等によつてその経緯をつかい知ることができよう。当初は山上、山下に施設を構えたのであるが、山上の城主日置島津家の常久の死、元和元年（一六一五）の一國一城令等の結果、山上には番所を置くにとどめ、専ら山下の居館の整備につとめたのである。その際山麓東北部に堀をめぐらした藩主の居館を、隣接して西南部に御殿、側室等の居館を石垣をめぐらして構築、その前面、周囲に一族の屋敷、役所等を配置したものと思われる。そしてこの基本プランは以後更されることなく幕末維新まで及んだと考えられる。前者は通称として本丸とよばれ、後者は「二之丸」と呼ばれたが、前者が地域的に限られていたのに対し、後者は比較的余裕があり、しばしば殿舎の改築移転、施設の変更、範囲の拡張等が行われたようである。寛永十六年（一六三九）、藩主屋敷が古くなり新築の願書が幕府に提出されたが、石垣・堀等については旧状の通り復原することとし、家作はいか程にしても差支えなしということであった。

二之丸の改革については、「古記」天和三年（へいと）十一月二十日条に「二之御丸立直ル、島津中務殿、島津伊賀殿屋敷、島津帯刀殿本屋敷迄之御丸ニ成候。付、地引有之候事」、十二月十七日条に「二之御丸立直ル、大工凡四百余人」とあり、同二十四日条に「二之御丸御造選終ル」とあり、この年二之丸改革の改築、その範囲の拡大があったよううかがえる。御台所の史料上の初見は、香見によれば寛永三年（一六二六）三月内台所方の諸規定が記載されている。しかし御台所の別の機能は、元々、文字通りの居所であり、藩主子女の養育が記載されている。延宝三年（一六二五）九月廿七日付島津忠良・新納久了連署の伊地權左衛門免状書によれば、綱領貴室出産（吉貴）の際は、「御子ハ男子ニモ、女子ニモ」も、御台所へおきまらせ御そなて可被成候」とある。『伝集三』には元禄九年（一六三六）五月廿三日の本丸炎上時の際、「夜明御台所内にも少し焼申候」とあり、この時御下屋敷は無事であったから御台所が二之丸の中で本丸に比較的近接していたことが推測される。なお「御治世年表」によれば、元禄十七年（一六四四）正月廿二日、藩主綱貴は花尾櫻鏡に参詣出発の際、「御台所より御出、八ツ半過、御台所へ御入」とあるから罹災後本丸の復旧延綱命じられた翌年完成と共に山下御厨敷と命名されている（「通達牒」御台所の位置に移動があつたか否か明らかなではないが、本丸の櫻門の次が二之丸御門矢来御門）でその次の御台所御門（両口御門）となつているところから少くとも門の位置に亘るまで大きな変化はなかつたと思われる。古来四隅が聖堂（のち造寺舎）を建設する際、その敷地を「一御下屋敷下通六拾五間、一南屋院通四拾七間余」としているところや、御下屋敷御門（二之丸御門）の位置からみて改築の暮本期に至るまで大きな変化はなかつたと思われる。古来四隅が聖堂（のち増設等殿舎、庭園等の趣を新することはあっても敷地についてはほぼ一定していたものと考えられる。天明五年（一七八五）二月、「通達牒」所収の史料は興味深い。「公辺ニ御様様又者御居屋様御居宅と被仰出置御屋地之所以來御内輪（一

者ニ丸。¹⁹相唱候様被仰付候、一妙心院様御存内被成御座候地面を山下御屋敷と申来候得共、山下之名目被相除、右地面者ニ丸一園。被仰付候。(略)

二九御門之事、一矢來御門 右中通相唱候様被仰付候、尤公辻²⁰御書出等有之節者前々絵圖面之通被仰付候
驕門 右同裏御門之事、一南御門 御勘定所門之事、一御宮所御門 御下屋敷御門之事、一
二九御門 右同裏御門之事、一御園御門

(一又五五二) 二月 近江

すなわち²¹は二之丸の呼称を對内的に公稱としたこと。二は山下御屋敷を二之丸の中にとりこんだこと。三は門の名稱を変更したことである。とくに「二九御門」の名称を矢來御門に変更し、御下屋敷御門を二九御門に変更したことは、正式に二之丸の範囲を定め、その中心部が北東から西南に移動した実情に則応したものであろう。事實、重豪は天明七年(一七八七)から二之丸殿舎の造當を命じ、翌年京翌年落成、同四年(一七九〇)移修の儀を行つてゐる。それは恐らく本丸の殿舎のアランを模して建てられたものであつる。天保年間城下絵圖に画かれてゐる形容のものに近いと考えられる。この重豪の命で形成された二之丸殿舎を基本に幕末文久年間、久光はさりに手を加え、庭園(外御庭)には水練場にもなつた大池や演武場、馬場、藏等も設営していったのである。最近歴史資料センター黎明館寄託の玉里文庫の中から當時のものと思われる二之丸表門並びに屏所の図が発見され注目をあつめた。なお両口御門から御台所御門と改め新設に伴うものであったこの問題に連関して図でみる限りなお文化七年(一七九〇)まで旧状のままであったことを示す史料の存在である。すなわち同年一月九日、藩主齊興は御門前の板橋が損壊したので石橋にかけかえたいと幕府に願出て許可を求めてゐるが、その際付の繪圖(總編島津氏世續正統系圖)をみると限り既掲の(A)・(B)・(C)圖と堀の状況は変わっていないのである。もちろんこれは公式の届け出の場合既定の絵圖通りにしただけのことと現状を示したものではないとの見方もできるわけではあるが、

一つの参考資料とはなし得よう。何れにしても同郷は江戸時代後期から幕末に至る間にその半ばを埋立てたものと考えられる。(発掘当時その壠を埋立てたと思われる箇所の土質がきわめて軟弱であつたと聞いている)。二は矢来御門(二之丸御門)から入って右手に祠堂遺構と思われるものが二ヶ所發見されているが、それを裏付けるものとして藩主の外出、燈籠の際の系路を示す記事がある(「列朝制度」三三(藩法集8鹿児島藩下所収)に年未詳(天明以前か)「御国元初て御前途」として、「一櫻之間・二之丸御門・御出(略)」一外御庭御堂社・御看經所へ御参詣、御盛塲御神酒上、右舉て、大奥へ御入」とあり、堂社、看經所とあるのに當るかとも思われる。近年、江戸後期、幕末期の薩藩士の記録が逐次刊行されつある。(たとえば鹿児島県史料「新納久仰雜説」・「諫田正純日記」等)それらを細々に検討し発掘調査の考古学的成果と照合することによって或は県立図書館敷地内の当時の状況をかなり具体的に推察し得る手懸りが見出せるかも知れない。今後とも関心をもつづけて文献面からの解明を期したいと念じている。(この項、鹿児島県立図書館教養講座、昭和五十六年一月「鹿児島城の変遷について」、鹿大史学二六「鶴丸城二之丸御門と御下屋敷御門」参照。)

終りに本稿執筆に当たり史料の閲覧利用に便宜を与えた東京大学史料編纂所・鹿児島大学附属図書館・鹿児島県歴史資料センター黎明館・鹿児島県立図書館各位に謝意を表する。

鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(55)

鹿児島城二之丸跡(遺構編)

発行日 平成3年3月30日

発 行 鹿児島県教育委員会 〒892 鹿児島市山下町14番50号

印 刷 中央印刷株式会社 〒892 鹿児島市春日町12番16号